



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

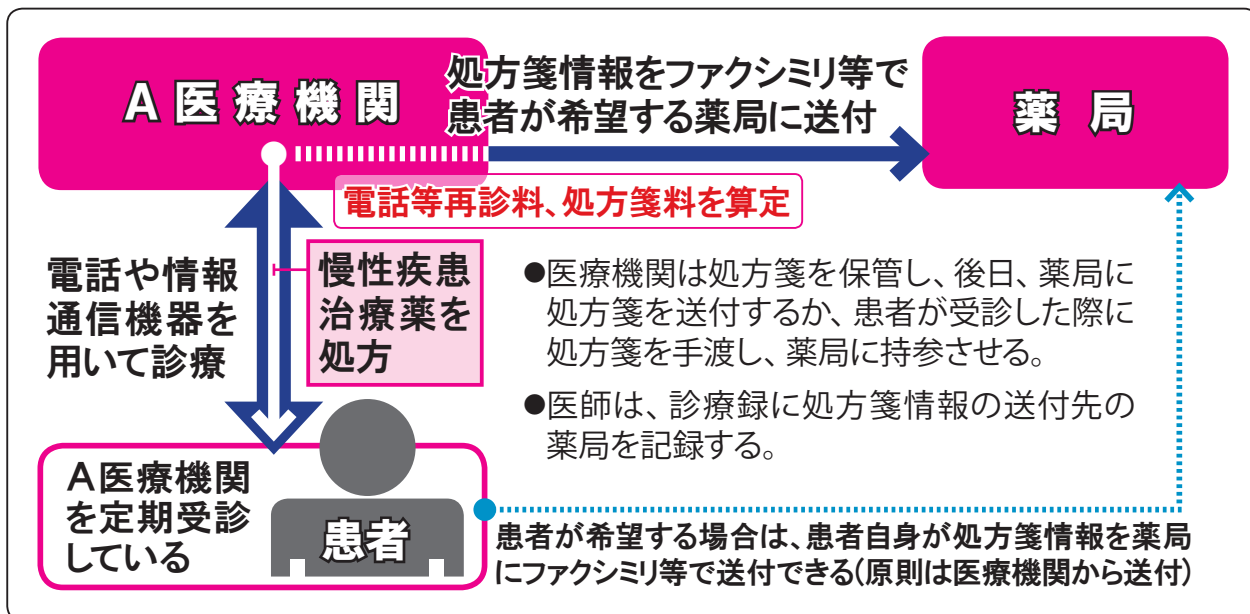
2020年3月9日号

電話等による診療での処方に関し臨時的取り扱い ~新型コロナウイルス感染拡大防止で

《背景》 厚生労働省は、都道府県などに事務連絡し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等の定期受診患者に対する電話等による診療に関し、診療報酬上の臨時的な取り扱いを示した。

《解説》 事務連絡では、慢性疾患等で定期的に受診している患者について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し、医薬品の処方を行い、処方箋情報がファクシミリ等で薬局に送付される場合、医療機関は、電話等再診料、処方箋料を算定できるとされました。患者がすでに複数回受診しているかかりつけ医等が、利便性や有効性が危険性等を上回ると判断した場合は、従来その患者に処方されていた慢性疾患治療薬を、電話などによる診療において処方することは、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えなく、医療機関から患者が希望する薬局に処方箋情報を送付することも差し支えない、などの取り扱いが示されたものです。

◎診療報酬上の臨時的な取り扱いとして示された事項の概略



《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867